

観音寺市庁舎案内板設置事業者募集要項(簡易プロポーザル方式)

観音寺市が行う観音寺市庁舎案内板設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加する者は、この募集要項を確認し、以下の事項を承知の上、申し込むこと。

1 公募事業概要

(1) 事業名

観音寺市庁舎案内板設置事業

(2) 設置状況

ア 設置場所

観音寺市坂本町一丁目1番1号 観音寺市役所1階風除室

イ 開庁時間

月曜日から金曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。)までの午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 案内板の仕様

別紙仕様書のとおり

2 案内板設置条件等

(1) 貸付期間

設置の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(2) 賃貸料等

賃貸料、電気料及び広告料(広告料を市に納付する場合)を市が個別に発行する納入通知書により納付すること。

ア 賃貸料

観音寺市行政財産の目的外使用に関する使用料条例(平成19年観音寺市条例第32号)第2条及び別表による算出額とする。

イ 電気料

製品カタログ等により申告する消費電力を基に算出する額とする。

ウ 広告料

設置事業者が、広告の募集を行い、案内板に広告を掲載し、市に納付する広告料とする。

(3) 遵守事項

設置期間中は、次のことを遵守すること。

ア 案内板を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

イ 案内板の設置にあたっては、転倒、落下等のないよう安全かつ確実に設置することとし、設置期間中に万一事故等が発生した場合は、設置事業者が責任を持って対応すること。

ウ 故障、破損等については、設置事業者において速やかに対応すること。

エ 案内板の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、市の指示に従うこと。

(4) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に対し請求することはできない。

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明の日から契約締結日まで、市における建設工事、物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、指名停止の条件に該当しない者であること。
- (3) 申込み時点において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 次に掲げる団体等でないこと。
 - ア 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職という。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている団体
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的としている団体
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団
 - オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は構成員
- (5) 本事業を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有しており、かつ、経営状況及び財務状況が良好であること。
- (6) 令和2年度から令和6年度の間には本業務と類似業務を国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体(一部事務組合を含む。)と契約を締結した実績があること。

4 応募申込手続

応募申込手続等スケジュール

募集要項の配布	令和7年10月17日(金)から令和7年11月7日(金)まで
募集要項等に関する質問書の受付	令和7年10月17日(金)から令和7年10月24日(金)午後5時15分まで
質問書に対する回答	令和7年10月31日(金)まで
応募書類の受付	令和7年10月17日(金)から令和7年11月7日(金)まで
現地説明会	行わない。
設置予定事業者の選定	令和7年11月中旬
選定結果の通知等	令和7年11月19日(水)送付
設置事業による事業開始	令和8年4月1日(水)から

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和7年10月17日(金)から令和7年11月7日(金)まで
※土曜日、日曜日及び休日を除く。
- イ 配布時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- ウ 配布場所 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号 観音寺市役所4階
観音寺市総務部総務課資産経営係

※募集要項は観音寺市ホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項その他配布資料に関する質問を次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和7年10月17日(金)から令和7年10月24日(金)午後5時15分まで

イ 受付方法 質問書(様式第5号)に記入の上、9の問い合わせ先まで持参、電子メール又はFAXで提出すること。提出した場合は、提出した旨を電話により必ず連絡すること。

ウ 注意事項

質問に対する回答書の内容は、本公募実施要項等の追加又は修正とみなす。

(4) 質問書に対する回答

令和7年10月31日(金)までに市ホームページに質問及び回答を掲載する。

(5) 現地説明会

現地説明会は行わない。設置場所については、別紙位置図を確認すること。

(6) 応募書類の受付

ア 受付期日 令和7年10月17日(金)から令和7年11月7日(金)まで

※土曜日、日曜日及び休日を除く。

イ 受付時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

ウ 提出場所 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号 観音寺市役所4階
観音寺市総務部総務課資産経営係

エ 提出方法 持参又は簡易書留。簡易書留の場合は、令和7年11月7日(金)必着とする。

なお、郵送の場合、未着等が発生した場合でも、原因を問わず市は責任を負わない。

(7) 応募書類等

ア 応募書類

応募に当たっては、次の書類を提出すること。

① 参加申込書	様式第1号
② 参加資格に係る誓約書	様式第2号
③ 取扱実績調書	様式第3号
④ 広告料揭示書	様式第4号
⑤ 企画提案書 次の事項記載すること。 ・案内板設備本体の仕様、設置面積、特徴等 ・庁舎案内図、サイネージ部分の配置、サイズ及びデザイン案 ・広告募集の方法、広告内容の審査方法等 ・事業開始までの準備作業を含む作業スケジュール ・情報等の更新方法及び設置体制 ・故障及び障害発生時の対応体制 ・電源の管理方法、設置機器の電力使用量等	任意様式
⑥ 会社概要(パンフレット等)	任意様式
⑦ 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 申請日前3か月以内に発行されたもの、コピー可	
⑧ 納税証明書(国税、都道府県税及び市町村税について直近のもの) 申請日前3か月以内に発行されたもの、コピー可	

⑨ 印鑑証明書 申請日前3か月以内に発行されたもの、コピー可	
⑩ 財務状況を明らかにする書類 直近1事業年度分、コピー可 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類	任意様式

イ 応募書類提出部数

正本1部・副本1部の計2部を提出すること。

5 設置予定事業者の選定

設置予定事業者の選定は、令和7年11月中旬に、別記1の観音寺市庁舎案内板設置事業者審査基準に従い、提出された応募書類を総合的に審査し決定する。なお、同じ審査点数が2者以上ある場合は、後日、当該事業者に通知を行い、くじにより設置予定事業者を決定する。

6 選定結果の通知等

選定結果については、応募者全員に、令和7年11月19日(水)に文書を送付する。また、ホームページに設置予定事業者の名称等を掲載する。

7 賃貸借契約の締結等

設置予定事業者は、庁舎案内板設置に関する詳細について市と協議し、合意後、賃貸借契約を締結する。

8 その他留意事項

- (1) 応募書類の提出及び企画提案に要する費用については、すべて応募者の負担とする。
- (2) 応募書類提出後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された応募書類は返却しない。
- (4) 設置事業者の提案内容の具体化(外観色、字体等)に当たっては、市との事前協議の上、必要に応じて提案内容を修正する。
- (5) 審査終了後、提出された書類等については、観音寺市情報公開条例（平成25年観音寺市条例第2号）の規定により取り扱うこととし、応募した場合は、これについて了承したものとみなす。

9 問い合わせ先

〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号
 観音寺市総務部総務課資産経営係（本庁舎4階）
 電話番号： 0875-23-3900
 F A X： 0875-23-3920
 E-mail： sisankeiei@city.kanonji.lg.jp